注記

Ⅰ．　重要な会計方針

1　資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的債券

償却原価法（定額法）による。

2　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

| | |
|---|---|
| 建物 | 8～50年 |
| 水路 | 10～57年 |
| 機械装置 | 5～22年 |
| 諸装置 | 5～22年 |

(2)　無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

3　引当金の計上方法

(1)　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2)　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3)　特別修繕引当金

事業用発電機に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕実施の年度から前年度末までの期間で均分した額を計上している。

4　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

Ⅱ．セグメント情報の開示

1　報告セグメントの概要

電気事業会計は、水力発電及び太陽光発電を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら２つを報告セグメントとしている。各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

| セグメント区分 | 事業の内容 |
|---|---|
| 水力発電 | 水力発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業 |
| 太陽光発電 | 太陽光発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業 |

2　報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自　令和７年 4月 1日　至　令和８年 3月31日）

（単位：円）

| | 水力発電 | 太陽光発電 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 営業収益 | 10,055,693,054 | 155,018,971 | 10,210,712,025 |
| 営業費用 | 7,289,803,094 | 122,962,263 | 7,412,765,357 |
| 営業損益 | 2,765,889,960 | 32,056,708 | 2,797,946,668 |
| 経常損益 | 2,691,672,990 | 32,056,708 | 2,723,729,698 |
| セグメント資産 | 90,220,781,055 | 548,108,906 | 90,768,889,961 |
| セグメント負債 | 14,353,870,769 | 23,158,124 | 14,377,028,893 |
| その他の項目 | | | |
| 減価償却費 | 1,471,340,852 | 52,997,908 | 1,524,338,760 |
| 特別損失 | 24,977,487 | － | 24,977,487 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 2,795,848,164 | 0 | 2,795,848,164 |

（注）　本局の収益、費用、資産及び負債は、水力発電に配分している。

Ⅲ．その他

1　退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として53,098,174円を支給するため、退職給付引当金53,098,174円を使用した。

2　特別修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、発電設備の分解点検工事に係る費用780,346,000円を支出するため、特別修繕引当金780,346,000円を使用した。

3　資産除去債務について

(1)　資産除去債務の概要

令和6年度に廃止した高浜発電所の不動産賃貸借契約に伴う現状回復義務等である。

(2)　資産除去債務の金額の算定方法及び計上額

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間を4年から5年、割引率は0%を採用し、令和元年度に400,000,000円を計上した。また、使用見込み期間を3年、割引率は0%を採用し、令和4年度に450,000,000円を計上した。

4　資産除去債務の目的使用による取崩しについて

当年度において、高浜発電所の撤去工事に係る費用270,000円を支出するため、資産除去債務270,000円を使用した。